

JCLI日本語学校学生納付金等返納規程

(目的)

第1条 この規程はJCLI日本語学校（以下「本校」という。）が入学を許可した者に関する学生納付金等（以下「納付金等」という。）の返納に関する事項について定めるものとする。

(返納方法)

第2条 納付金等の返納は、原則、学期ごとに行う。

2 納付金等の返納は、学生本人もしくは経費支弁者、または仲介機関である留学センターを通して行う。

3 納付金等の返納の際にかかる振込手数料は、受取人の負担とする。

(返納処理)

第3条 返納する場合は、次の各項に従って処理するものとする。

1 入国前に入学を本人都合により辞退した場合

- (1) 入学選考料及び入学金は返納しない。
- (2) 入寮を希望していた場合は、別途入寮契約に基づいて返納を行う

2 入国前に入学を査証不許可により辞退した場合

入学選考料は返納しない。

3 入国が授業開始日より遅れた場合

未受講分の授業料は返納しない。また、入寮を希望していた場合、予定していた居住期間分は納入しなければならない。

4 入国後に終了する場合

- (1) 入学金、入学検定料、最初の6ヵ月分の授業料は理由の如何を問わず返納しない。残りの授業料は、終了願が受理されてから学期（3ヶ月）単位で返納するものとし、その際、事務手数料として33,000円（税込）を控除する。
- (2) 終了願は、① 取得した在留カードが無効となったことを本校が確認したとき、② 学生本人が日本国内の学校への入学を許可されたとき、③ 在留資格変更が完了したとき、のいずれかに限りに受理され、認められるものとする。
- (3) 前号に基づき納付金等の返納を求める場合、学生本人は、前号の該当性を本校が判断するため、「再入国許可及びみなし再入国許可を受けずに出国港で出国承認を受け、穴があけられ無効となった在留カード及び出国日のわかるパスポートのページ」、「進学先の学生証」「在留資格変更後に取得した新規の在留カード」等、本校が指示する書類を提出しなければならない。

5 強制送還された場合や除籍処分、ならびに学則第18条にもとづく懲戒処分を受けた者には、納付金等は返納しない。

6 天災等、本校の責めによらない事由により長期間授業ができない場合であっても、納付金等は返納しない。